

## 北里大学大学院ティーチング・アシスタント資金規程

平成 5年12月17日制定  
平成 7年 2月17日改正  
平成 7年 3月10日改正  
平成 9年 3月14日改正  
平成10年 1月 1日改正  
平成10年 4月 1日改正  
平成11年12月16日改正  
平成15年 3月14日改正  
平成17年11月18日改正  
平成18年10月 1日改正  
平成20年 4月 1日改正  
平成26年11月21日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金規程第3条第3号の定めに基づき、基金の果実(北里大学大学院ティーチング・アシスタント資金(以下「本資金」という。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(本資金の目的)

第2条 本資金は、本学における学部教育並びに一般教育の補助を行う大学院博士課程及び博士後期課程のティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)に対し、必要な援助を行うことを目的とする。

(資金)

第3条 本資金は、年度ごとに総額40,000千円とし、TA一人当たり600千円を上限とする。

(資金の配分)

第4条 本資金は、TAの採用結果に基づき、各研究科に配分する。

(事務局)

第5条 本資金の事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、北里大学大学院委員会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成6年1月1日から施行する。ただし、理学部及び医療衛生学部については、平成6年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成7年から平成10年までの改正附則を削除する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。